

# 長寿医療制度について

例) 75歳到達月における自己負担限度額の特例 区分が一般の場合

	平成20年12月まで 4月	5月	75歳到達日 6月	7月
医療保険	44,400円	44,400円		
長寿医療			44,400円	44,400円
自己負担限度額	44,400円	88,800円	44,400円	44,400円

両制度の自己負担限度額を負担することになるので前月までの2倍かかります。

	平成21年1月から 1月	2月	75歳到達日 3月	4月
医療保険	44,400円	22,200円		
長寿医療			22,200円	44,400円
自己負担限度額	44,400円	44,400円	44,400円	44,400円

それぞれ2分の1の自己負担限度額になることで合計して前月までと同じ限度額になります。

「高額療養費特別支給金」について...対象となる方へは広域連合から通知を郵送し、9月より役場にて申請を受付しております。長寿医療制度で支給対象にならない場合でも、誕生日前に加入していた医療保険制度から支給される可能性もありますので、各医療保険者へお問い合わせください。

75歳になられた誕生月には、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険制度(健保組合・国保など)」の2つの制度に加入することとなり、それぞれの制度で一定額を超えて医療費を支払った場合には、他の月に比べて負担が増加することがあります。(左記)

このたび、平成20年4～12月の間に75歳になられた方についても、さかのぼって適用され、同様に負担を軽減することとなりました。(高額療養費特別支給金)として支給されます。

の限度額をそれぞれ半分にする措置が講じられ、負担が他の月と比べて増加することはありませんでした。(左記)

問い合わせ先

・住民生活課 住民係 ☎73-1415

・鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎0858-32-1097

## ～ 免除された期間の支給率が変わります～

国民年金からは老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されますが、これらの基礎年金には国庫負担(国の税金)が含まれています。

この国庫負担の割合が、法律改正により、平成21年4月以降の加入期間について、3分の1から2分の1に引き上げられました。

これによって、将来にわたって、国民年金が安定的に運営されることになりました。

免除された期間の扱いは次のようになります。

免除の種類	平成21年3月以前の支給率	平成21年4月以降の支給率	平成21年3月以前の支給額	平成21年4月以降の支給額
全額免除	3分の1	2分の1	264,000円	396,100円
4分の3免除	2分の1	8分の5	396,100円	495,100円
半額免除	3分の2	4分の3	528,100円	594,100円
4分の1免除	6分の5	8分の7	660,100円	693,100円

支給額...満額の老齢基礎年金(792,100円)に支給率を乗じて得た参考額  
(参考額は平成21年度価格の年額)

### ◆ 免除の申請期間 ◆

- 免除の申請期間は7月～翌年の6月までとなります。  
(申請が1月～6月までの場合はその年の6月までとなります。)
- 免除申請は役場窓口、社会保険事務所で受け付けています。

問い合わせ先

・住民生活課 住民係 ☎73-1415

・鳥取社会保険事務所 ☎27-8311